



# 竹林の風

栃木県教育委員会事務局  
河内教育事務所  
平成20年5月19日  
発行責任者 川村 滋



創刊にあたって ~河内教育事務所長 川村 滋~

風薫る5月。近隣の野山に目を遣ると、放浪の俳人山頭火の句「分け入っても 分け入っても 青い山」・・・そんな趣のある新緑の季節を迎えています。新年度がスタートして2か月が経過し、管内の各学校、各地域においては、新緑の息吹の如く、生气あふれる充実した活動が展開されていることと存じます。

さて、河内教育事務所では、本年度から「教育事務所だより」という形で広報・啓発紙を創刊することとしました。本紙において、管内の学校、諸団体の特色ある取組・活動の紹介や、教育改革等にかかわる最新情報の提供など、広く情報を発信していきたいと考えています。四半期ごとに年間4回の発行とします。

タイトルは、「竹林(ちくりん)の風」としました。このタイトルの「竹林」には、伝統的な寺院や郊外の景観の一つとして親しまれている「竹林」という意味だけでなく、当事務所が在る「竹林町」の地名も重ねて意味づけいたしました。私達から発信する情報が、「竹林」の「風」であります。当事務所から発信された風が、河内管内の各学校・地域を吹き渡り、「追い風」となって、多少なりとも皆様の活動の参考に供したいとの願いを込めたわけです。私どものブランドは「学校支援」、「家庭・地域の支援」であります。本紙がその一助となれば幸いです。

## 「いじめの理解と対応」について 機能的な校内体制づくり

昨年9月に県教委より「いじめの理解と対応」が発刊されました。もうお読みいただけましたでしょうか。各学校におかれましては、この「いじめの理解と対応」を用いて校内研修を実施し、「いじめ」について理解を深め、基本的な対応力をつけておくことを、ぜひお願いしたいと思います。この資料は、大変わかりやすく表記され、すぐに実践できる事例等がたくさん記載されています。

その活用例をご紹介しますと、

学級経営では、親和的な人間関係とルールを守ることの両立を図り、いじめが発生しにくい学級集団をつくる。

「いじめ」に関する資料を用いた道徳や特別活動の指導事例を各年計に位置付け、実施するとともに子どもたちに深く考えさせる。

「いじめ」の様々な態様や場面をもとに、記載された対応法と未然防止のポイントを参考とし、職員間の共通理解を図り、共通行動をとれる体制をつくる。

などがあげられます。

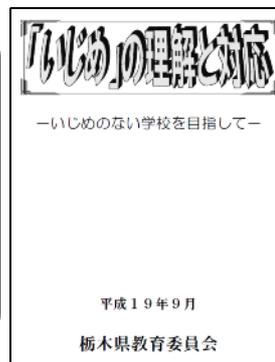


いじめは、どの学校でも起こりうる可能性があるものです。機能的な校内体制づくりを、お願いいたします。



こちらでもご覧になれます。

▶ 「いじめに関する教師用指導資料について」: <http://www.pref.tochigi.jp/kyouiku/index0.html>



## 体験活動ジョイントプログラムの開発



この事業のねらいは、各学校で実施してきた体験活動などがより有効に機能するよう、小学校と中学校の9年間の教育課程全体を、キャリア教育の視点から見直していくことにあります。

現在、石の里で有名な大谷にある宇都宮市立城山中学校、城山中央小学校、城山東小学校において、その開発が進められています。プログラム開発の視点は、9年間で児童生徒の「社会性」をどのように育成するのかということです。

今年度は、3年目のまとめの年を迎え、開発されたプログラムをモデルとして県内に広めていくとともに、1月下旬に総合教育センターで行われる教育研究発表大会などで紹介する予定です。



## 親学習プログラムに参加しませんか

核家族化や少子化などによって、保護者の孤立感や不安感が一層高まっている現状があります。そこで、本県では、全ての親を対象とした家庭教育支援、また社会全体で子育てを支えていく環境づくりを目指して、さまざまな家庭教育支援施策を行っております。

その一つとして、「親学習プログラム普及・定着事業」があり、親学習プログラム活用やプログラム指導者養成を行っております。このプログラムの特徴は、保護者同士が交流しながら主体的に学ぶ参加型のプログラムになっていることです。話し合いをとおして親としての在り方について考えたり整理したりする機会を大切にしています。子育ての不安や心配は誰もがもっていますが、



【小グループごとの話し合い】

参加者の方からは、「同じような悩みに共感できた。あせらずに子育てを楽しみたい。」「子どもの見方を変える大切さに気付くことができた。」などの感想をいただき、親としての自信や子育てのヒントを得ていることがわかります。

親子のコミュニケーションや携帯電話等についてのプログラムもあり、PTA研修会や保護者会、就学時検診など、いろいろな場面で活用できますので、ぜひ『ふれあい学習課』までお声をかけてください。

## 教員免許更新制の試行がスタート



平成19年6月に教育職員免許法が改正され、平成21年度から教員免許更新制が導入されることになりました。制度導入後(平成21年4月1日以降)に授与される免許状には10年の有効期限が定められ、有効期限の更新のためには免許状更新講習の受講と修了が必要となります。

また、制度導入以前に取得された免許状については、有効期限の定めはありませんが、現職の教員等には、満35歳、45歳、55歳となる年度の末日までに更新講習を受講・修了することが必要となります。最初の更新期限(平成23年3月31日に満35歳、45歳、55歳)を迎える方は、平成21年度・22年度の2年間に30時間の更新講習の受講が必要となります。

宇都宮大学では文部科学省の委託を受け、平成21年度の本実施に先立ち、本年度の7・8月に更新講習の試行を実施します。試行講習の受講対象者は、平成21年3月31日で満33歳、43歳、53歳である公立小・中学校に勤務する教員で、市町教育委員会から推薦のあった方の中から、県教育委員会が宇都宮大学と調整の上、約70人程度(県内)を指名する予定です。

文部科学省関連サイト：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin)

▶ 教育事務所HP：<http://www.pref.tochigi.jp/system/desaki/desaki/kawachi-kyouiku01.html>

▶ 本紙についてのご意見ご感想をお待ちしております：E-Mail [kawachi-kyouiku@pref.tochigi.lg.jp](mailto:kawachi-kyouiku@pref.tochigi.lg.jp)